

令和元年 6 月 25 日

市内有料老人ホーム 施設長 様

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課長

有料老人ホームにおける安否確認又は状況把握の実施について

日頃は、名古屋市の高齢福祉行政にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

本年 5 月、兵庫県明石市の有料老人ホームにおいて、入居者に対する安否確認又は状況把握（以下、「安否確認等」と言う。）が行われず、当該ホーム内において入居者の死亡が長期にわたって確認されない状態が継続された事案が発生してしまいました。当該事案を受け、厚生労働省より安否確認等の徹底に関する通知（令和元年 5 月 31 日付老高発 0531 第 3 号「有料老人ホームにおける安否確認又は状況把握の実施に対する指導等の徹底について」）が出されました。

名古屋市内の有料老人ホームにおきましては、名古屋市有料老人ホーム設置運営指導指針に基づき普段から入居者の安否確認等を適切に実施いただいているところですが、居住部分への訪問による安否確認等を希望しない入居者に対しても、電話による確認、居住部分内での入居者の動体を把握できる装置による確認、食事サービス提供時における確認等のその他の適切な方法により、毎日 1 回以上の安否確認等の実施をお願いいたします。

介護保険課指導係

TEL 052-972-3087

FAX 052-972-4147



令和元年5月31日  
老高発0531第3号

各 

都道府県
指定都市
中核市

 福祉担当部長 殿

厚生労働省老健局高齢者支援課長  
( 公 印 省 略 )

有料老人ホームにおける安否確認又は状況把握の実施に対する  
指導等の徹底について

本年5月に、兵庫県明石市の有料老人ホームにおいて、入居者に安否確認又は状況把握（以下、「安否確認等」という。）が行われず、当該ホーム内において入居者の死亡が長期に渡って確認されない状態が継続された事案が発生した。高齢者が安心して住める住まいとして、有料老人ホームにおいて、入居者の心身の健康を保持し、その生活の安定を図る観点から、入居者への安否確認等は当然行われるべきものであり、このような事案が発生したことは誠に遺憾である。

今後、このような事案が発生することを防止するため、下記により、安否確認等に係る指導等の徹底を図らりたい。

なお、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定による技術的な助言である。

記

有料老人ホームにおいて、入居者の心身の健康を保持し、その生活の安定を図る観点から、安否確認等を実施することが必要である。

従って、入居者が居住部分への訪問による安否確認等を希望しない場合であっても、電話、居住部分内での入居者の動体を把握できる装置による確認、食事サービスの提供時における確認等のその他の適切な方法により、毎日1回以上、安否確認等を実施することが必要であり、この旨を有料老人ホームの設置者に周知されたい。

以上